

平成24年 5月17日 平成24年度管内農地関連土地利用調整等担当者会議

農業委員会関係

1 農業委員会関係予算の執行に当たっての留意事項について

(1) 農業委員会関係予算の執行について

従来から適正な執行をお願いしているところです。引き続き関係法令及び「補助事業等の厳正かつ効率的な実施について」をご留意の上、適正な執行を図っていただくようお願いします。

(2) 農業委員会関係年間スケジュール 別紙参照

(3) 会計検査により指摘等された事案について

① 農業委員会交付金

- ・ 農業委員の業務日誌等が備えられていない。
- ・ 農業委員手当支給にあたって、農業委員会交付金事業実施要領では日額、時間給で支給するものとされているが、日額等を定めておらず、月額で支給。

② 農地制度実施円滑化事業費補助金

- ・ 補助対象外となる臨時職員の有給休暇における賃金を支給。
- ・ 交付決定前の事業着手。
- ・ 市主催の会議で経費を支出。

2 農業委員会の適正な事務実施関係

(1) 議事録の作製・公表等の取組状況について

「農業委員会の活動状況の予算配分への反映について」（平成23年10月12月付け23経営第1970号農林水産省経営局農地政策課長通知。）に基づき、管内全ての農業委員会において、平成23年10月の議事録の作製及び公表状況、並びに活動の点検評価、活動計画の策定及び公表状況を確認し、その取組状況を平成24年度の農業委員会交付金及び農地制度実施円滑化事業費補助金の予算に反映されたところ。

中国四国管内においては、管内全ての農業委員会において適切に取り組まれていることを確認。

今年度も取り組むことになると思われるので、ご協力をお願いします。

(2) 農業委員会の点検・評価結果及び目標とその達成に向けた活動計画について
「農業委員会の適正な事務実施について」(平成21年1月23日付け20経営第5791号経営局長通知。以下「適正化通知」と言う。)の3の(4)により、農業委員会は、毎年度5月末までに、平成23年度点検・評価結果及び平成24年度目標とその達成に向けた活動計画を決定し公表することになっている。

さらに、決定された活動計画等は、適正化通知の4の(1)により、毎年度6月末までに、県を通じて農政局へ提出することになっており、取りまとめ等よろしくをお願いします。

3 その他

(1) 農業委員及び農業委員会職員表彰について

表彰方式については、今年度から抜本的に見直しされる予定。

今後の表彰事業については、

① 表彰の対象を農業委員会とする。

② 選考にあたっては「我が国の食の農林漁業の再生のための基本方針」で示されている農地集積の取組、遊休農地解消措置等への取組状況及びその成果を基準とする。

等の方向で検討されており、6月上旬頃までには方針が出される予定。

(2) 不適切な事案が発見された場合

農業委員の不祥事や補助金の不適正処理等などの、不適切な事案を把握した場合は、速やかに農政局に一報を入れていただき、新聞の切り抜き等の関係情報をとりまとめ、発生後の経過についても把握して連絡をお願いします。

(3) 農業委員会あり方の見直しについて

規制・制度改革や食と農林漁業の再生のための基本方針においてもあり方について検討するとされています。

昨年度実施したアンケートと、追加調査(現在調整中)の結果を踏まえ、今後検討を開始する予定です。

月	農業委員会交付金	都道府県農業会議 会議員手当等負担金	農地制度実施円滑化事業費補助金
4月	4月6日 割当内示（本省→局）		
	4月10日 平成23年度交付金等実績報告書及び精査払請求書提出(交付要綱)		
			4月23日 事業実施計画認定(実施要領)
	4月24日 割当内示（局→県）		
	4月15日 平成23年度第4四半期の定期報告(実施要領)	4月末 平成23年度事業実績報告書提出(実施要領)	
5月	5月～6月 交付決定手続（各県ごと）		
6月	6月10日 平成23年度交付金等実績報告書提出(交付要綱)		*全額概算払を行った場合のみ
7月	7月15日 第1四半期の定期報告(実施要領) (事業実施主体→県)		
	7月末 第1四半期の定期報告(実施要領)(県→局)		
	7月末 第1四半期遂行状況報告書提出(交付要綱)		
8月			8月上旬 事業実施計画書変更手続(実施要領)
9月			8月上旬 追加割当内示（局→県） 8月～9月 変更交付決定手続
	9月上旬 第2四半期概算払請求		
10月	10月15日 第2四半期の定期報告(実施要領) (事業実施主体→県)		
	10月末 第2四半期の定期報告(実施要領)(県→局)		
	10月末 第2四半期遂行状況報告書提出(交付要綱)		
11月			
12月	12月上旬 第3四半期概算払請求		
		12月上旬 追加割当内示(本省→局) 12月中旬 追加割当内示(局→県) 12月下旬 変更交付決定手続	
1月	1月15日 第3四半期定期報告(実施要領)(事業実施主体→県) 1月末 第3四半期定期報告(実施要領)(県→局)		
			1月中旬 事業実施計画変更手続(最終)
2月	2月中 変更交付決定手続（最終）		
	2月下旬 遂行状況報告書及び第4四半期概算払請求書提出(交付要綱)		
	2月下旬 平成25年度予算配分のための調査		2月下旬 平成25年度要望額調査
3月			3月下旬 平成25年度事業実施計画提出

*注意事項

- 1 スケジュール（交付要綱・実施要領で定められているもの以外）は、変更になることがあります。
- 2 交付要綱とは、農業委員会交付金等交付要綱。
実施要領とは、農業委員会交付金事業実施要領、都道府県農業会議会議員手当等負担金事業実施要領、農地制度実施円滑化事業費補助金実施要綱及び農地制度実施円滑化事業費補助金実施要領。

機密性 2 情報

交付金等担当者限り

事務連絡
平成23年7月28日

〇〇県〇〇部〇〇課長 殿

中国四国農政局生産経営流通部
構造改善課長

農業委員会交付金等（農業委員会交付金、都道府県農業会議会議員手当等負担金、農地制度実施円滑化事業費補助金）の適正な執行について

農業委員会交付金等につきましては、従来から機会あるごとに適正な執行をお願いしているところです。

しかしながら、先般、管内の農業委員会において、平成22年度農地制度実施円滑化事業費補助金の執行に当たり、賃金を不正に水増し支出するという不適正な事務処理が行われ、担当職員が処分を受ける等の不適正事案が発生したところです。

本事案は、当該農業委員会の担当職員が、本補助金の交付決定額の全額執行を図るために事業実施期間中の臨時職員の出勤簿を偽造し、賃金の不正支出を行ったものです。

本事案が発生した要因は、農業委員会の担当職員の補助金業務における認識不足から「交付決定額は全額執行しなければならない」と思い込んでしまったこと、また、不正を防止するためのチェック体制が機能しなかったこと等が挙げられます。

なお、今回の事案においては、農業委員会及び県から国への報告が遅れ、国はマスコミ公表後に事案を把握することとなりました。

このような事態が発生したことは誠に遺憾であり、今後、同様の不祥事が発生しないよう、農業委員会交付金等の執行に当たっては、関係法令及び「補助事業等の厳正かつ効率的な実施について」（平成19年9月21日19経第947号大臣官房通知）を十分に留意の上、適正な執行を図っていただくことは勿論、厳正な服務規律の確保と支払いに対するチェック機能の強化が図られるよう、県、農業会議において農業委員会の担当職員への研修等を行うこととし、万一、不適正事案が発生した場合は速やかに報告いただくよう、事業実施主体のご指導をお願いいたします。

なお、このことについて、貴職から管内の農業委員会及び農業会議へ周知いただくよう併せてお願いいたします。

【問い合わせ先】

中国四国農政局生産経営流通部
構造改善課農業委員会係 溝手
TEL：086-224-4511（内線2491）
FAX：086-232-7225

○ 補助事業等の厳正かつ効率的な実施について

平成19年9月21日19経第947号
農林水産省大臣官房長から各都
道府県知事あて

補助事業等については、従来から適正な実施を図るとともに、貴都道府県に対しても機会あるごとに適正な実施をお願いしているところであるが、平成19年9月10日の閣僚懇談会において、内閣総理大臣から、補助金等をはじめ予算の厳正かつ効率的な執行について指示があり、また財務大臣から、予算の厳正かつ効率的な執行と適正な会計処理、会計検査院の決算検査報告に対する対応の点検と同院からの照会事案への迅速かつ適切な対応が求められ、総務大臣からもこの趣旨の徹底について発言があったところである。

補助事業等の厳正かつ効率的な実施を図るためには、施策目的との適合性、事業の確実性等の観点から、対象事業について厳選するとともに、その事業が計画的かつ的確に遂行され、補助事業等の完了後においても施策目的に即して適正に実施されることが重要である。

こうした観点から、交付決定等に係る審査及び遂行状況の確認、不適切な事業の実施が明らかになった場合の対応について、補助事業等の厳正かつ効率的な実施に万全を期すこととしたので、御協力をお願いする。

また、貴都道府県における補助事業等の実施に当たっては、交付申請書及び実績報告書の作成時の審査の厳格化並びに遂行状況報告書の作成時の確認の強化や不適切な事業の実施が明らかになった場合の対応について、別紙を参考の上、補助事業等の厳正かつ効率的な実施に努められるようお願いする。

別紙

1 補助事業等の的確な遂行の確保

(1) 交付申請書の作成時の審査の厳格化

交付申請書作成に当たり、交付の対象となる事業内容及び経費の範囲等について、補助金交付要綱等に定める条件との適合性を厳格に審査するとともに実現可能性についても十分に審査することとし、審査に当たっては、一層の厳格化を図る観点から、市町村等と連携を図りつつ、極力、現地確認を実施すること。

(2) 遂行状況報告書の作成時の確認の強化等

ア 補助事業等の計画的な遂行を確保する観点から、遂行状況報告書の作成に当たっては、必要に応じ、契約書等関係書類を提出させ、また現地確認を行い、事業の進ちよく状況を把握し、適正な事業遂行を指導すること。

イ 交付決定の条件で承認を要する事業内容の変更を行う場合には、当該変更についての事業実施主体との協議内容等を記録し、保管すること。

(3) 実績報告書の作成時の審査の厳格化

ア 実績報告書に交付申請書又は変更承認申請書からの記載内容の変更がある場合は、その内容を精査し、交付決定の条件との適合性等についても審査を行うこと。

イ 実績報告書の内容について関係資料との整合性を審査し、事業実施主体から確認を行うこと。

ウ 市町村等と連携を図りつつ、極力、現地確認を実施すること。

特に、イの事業実施主体からの確認を行った段階でも、なお補助事業等の実施内容について不明瞭な点がある場合は、原則として現地確認を実施すること。

2 不適切な事業の実施が明らかになった場合の対応

(1) 1の審査等により不適切な事業の遂行が明らかになった場合の対応

遂行状況報告書や実績報告書の作成に係る審査等により、不適切な遂行が明らかになった場合には、農林水産省や関係する市町村等にその旨を速やかに連絡するとともに、補助金等の返還、是正の指導その他の必要な措置を迅速かつ確実に講じること。

(2) 会計検査院等からの指摘への対応

決算検査報告や都道府県の監査報告等で不適切な処理等の指摘を受けた場合には、農林水産省とも連携し、補助金等の返還、是正の指導その他の必要な措置を迅速かつ確実に講じること。

このほか、実地検査の段階において是正等の必要性が確認されたものについても、農林水産省への情報提供に努めるとともに、報告書で指摘された場合と同様に必要な措置を迅速かつ確実に講じること。

(3) その他不適切な事業の実施が明らかになった場合の対応

事業実施状況の報告の作成時等において、目的外使用、補助目的の未達成など不適切な事業の実施が明らかになった場合には、農林水産省や関係する市町村等にその旨速やかに連絡するとともに、補助金等の返還、改善の指導その他の必要な措置を迅速かつ確実に講じること。

